

平成18事業年度 事業報告書

自 平成18年4月 1日
至 平成19年3月31日

独立行政法人労働者健康福祉機構

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 業務の効果的実施等の観点から次のとおり適宜弾力的に見直しを行うこと。</p> <p>(1) 労災病院の全国的・体系的な勤労者医療における中核的役割の推進、産業保健推進センターの産業保健関係者への支援活動等の機能強化のため、本部の施設に対する業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。 特に労災病院については、病院毎の財務分析・情報提供を推進する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の充実に併せ、経営方針について職員への浸透度のフォローアップ及びバランス・スコアカードの活用により理解度の向上に努める。 また、病院毎の財務分析等の機能を強化するため、労災病院の事務局組織の見直しを行い、新たに経営企画課を設置する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取組を行った。</p> <p>(1) 施設運営支援、経営指導体制の強化を図るとともに、経営方針の職員への浸透度のフォローアップ及びバランス・スコアカードの活用による理解度の向上を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>① 施設の経営分析に基づく運営支援・経営指導体制の充実</p> <p>ア 理事会（週1回）を開催し、中期目標・中期計画を確実に達成するため、施設が取り組むべき事項や方向性を示した運営の基本方針を策定し施設に対して指導を実施した。</p> <p>イ 中期目標・中期計画を確実に達成するため、平成18年度に各施設が取り組むべき事項や方向性を示した運営の基本方針を策定し、全職員に配布して機構の運営方針の周知徹底を図った。</p> <p>ウ 診療報酬マイナス改定（△3.16%）の影響を最小限に止め健全な経営基盤を確立するため、経営改善推進会議（隔週開催）において、個々の病院毎に患者数の推移、病床利用率、診療収入単価、平均在院日数等の経営分析指標に基づく分析を行うとともに、地域医療連携の強化、新たな施設基準・高点数施設基準の取得などの患者数確保・収入確保対策、更には病床削減を含む効率的な医療提供体制の構築など病院毎の取組事項を検討し、実施した。また、診療材料・衛生材料の共同購入を拡大し、新たに高度放射線医療機器の共同購入を実施した。（高度放射線医療機器の共同購入に伴う削減額 △5.6億円）</p> <p>エ 本部・病院間において、運営状況及び目標達成のための具体的取組、中長期的な経営見直し等について、病院毎に協議（病院協議）を実施し、平成20年度までの経営目標の達成見直しと対策を策定するとともに、平成18年度の上半期実績を踏まえ、平成18年度当初計画の達成に向け18年度下半期の経営目標見直し後計画（リカバリー計画）及び目標達成のための行動計画を策定させ経営改善に努めた。</p> <p>オ 経営改善病院に対しては、昨年度に引き続き、毎月「経営改善進捗状況報告書」を提出させ、継続的なフォローアップを実施するとともに、月次計画の達成状況が十分でない病院に対しては、本部役職員が病院に出向き、病院幹部職員に対して直接指導・助言を行った。</p> <p>② 経営方針の職員への浸透度のフォローアップ及びバランス・スコアカードの活用による理解度の向上</p> <p>ア 本部主催の各種会議、研修会等を通じて職種ごとに繰り返し機構の置かれている状況や経営方針を説明するとともに、本部役職員が施設、技師会総会等に出向き、運営会議あるいは総会等の場で各職種代表者及び職員に対して直接働きかけを行うなど周知徹底を図った。</p> <p>イ 経営方針の浸透度について、昨年度に引き続き職員アンケート（10月実施）により施設別に調査を行い、浸透度の低い施設に対しては、浸透度の高い施設における取組を好事例として紹介するとともに、次期BSCの課題に取り上げるよう指導を行った。</p> <p>ウ 各病院においては、運営計画の作成のための各部門とのヒアリングや院内各部門の職場内ミーティングにおいて、経営</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績												
<p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を導入すること。</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化 中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については15%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については5%程度節減すること。</p>	<p>(2) 外部機関等を活用して情報を収集し、新たな人事・給与制度を速やかに導入する。</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化 一般管理費（退職手当を除く。）については人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。 また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて5%程度の額を節減する。</p>	<p>(2) 施設の業務目標、部門の業務目標の達成を確実なものとするため、管理職については、個人別の役割目標を設定し、PDCAによるマネジメントとして実施する。 また、勤勉手当について施設業務実績を反映した形に改定するとともに、年功的な管理職手当について見直しを行う。</p> <p>2 一般管理費・事業費等の効率化 (1) 一般管理費（退職手当を除く。）については、業務委託の推進等の人件費の抑制、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減、競争入札の積極的な実施等に努める。 また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品の統一化を行うことによる物品調達コストの縮減、保守契約内容の見直し等により節減に努める。</p>	<p>方針やその達成に必要な取組について部門毎のBSCを活用し理解度の向上を図った。</p> <p>③ 病院毎の経営管理機能の強化 病院毎の経営管理機能を強化するため、事務局の組織体制をスクラップアンドビルドの観点から見直し、病院経営に係る経営戦略の企画立案を担当する経営企画課を7病院に設置した。</p> <p>(2) 新たな制度の導入に向け次のような取組を行った。</p> <p>① 管理職に対する「個人別役割確認制度」の導入 施設及び部門の業務目標の達成を確実なものとするため、管理職について個人別の役割目標を設定した「個人別役割確認制度」を導入した。</p> <p>② 施設別業務実績の給与への反映及び年功的な管理職手当の見直し 職員給与規程を改正し、勤勉手当については、平成19年6月期の支給から施設別業務実績（医療事業収支率）を反映させるとともに、管理職手当については、平成18年4月から定額支給とし、年功的な要素を見直した。 ※ 医療事業収支率＝医療事業収入÷医療事業費×100 勤勉手当の支給月数に次のとおり医療事業収支率に対応した経営状況指数を乗じる</p> <table border="1" data-bbox="2199 926 2638 1199"> <thead> <tr> <th>医療事業収支率</th> <th>経営状況指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>110以上</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>105以上110未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>100以上105未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>95以上100未満</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>95未満</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 一般管理費・事業費等の効率化 (1) 一般管理費・事業費の節減 ① 一般管理費（退職手当を除く。）については、平成17年度に比べ△3.5%の節減（対17年度節減額△7.4億円：対15年度△10.2%節減：16～18年度3年間で中期計画の68%を達成）を実施した。主な節減の取り組み事項は以下のとおりである。 ア 人件費の抑制 本部による指導のもと、事務職員数の抑制を図るとともに下記の取り組みにより人件費を△6億円縮減した。 ・事務職員数の縮減（△60人） ・12月期賞与（期末手当）0.1月分カットしたことと管理職加算支給割合を2%カットしたことによる縮減。 イ 業務委託費の縮減 業務内容の見直しや、競争入札を行ったこと等により、平成17年度に比べ△20百万円縮減した。 ウ その他の取組 ・コピー料金の見直しや競争入札を行ったことにより、印刷製本費を平成17年度に比べ△14百万円縮減した。 ・リサイクル品の使用や契約努力等により、消耗器材費を平成17年度に比べ△12百万円縮減した。</p>	医療事業収支率	経営状況指数	110以上	1.2	105以上110未満	1.1	100以上105未満	1.0	95以上100未満	0.9	95未満	0.8
医療事業収支率	経営状況指数														
110以上	1.2														
105以上110未満	1.1														
100以上105未満	1.0														
95以上100未満	0.9														
95未満	0.8														

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>なお、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努めることにより、その費用のうち運営費交付金の割合を低下させること。</p> <p>(2)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償(損益均衡)の目標の達</p>	<p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおける運営費交付金の割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底等による費用節減に努めることにより、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度(平成15年度)に比べて5ポイント程度低下させる。</p> <p>(2)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、人件費について、医療の質や安全の確保、医療制度改革の動向に即した経営基盤の確立等を見据えつつ5%以上の削減に取組み、これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間において、</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場価格調査の積極的な実施による物品調達コストの縮減等により、その費用のうち運営費交付金の割合の低下に努める。</p> <p>なお、こうした努力にもかかわらず、平成18年度に予定されている診療報酬改定を含む医療制度改革等の影響が相当程度残る場合にあっても、当該交付金の割合をできるだけ低下させるよう、取組を計画的に推進する。</p> <p>(3) 人件費については、「行政改革の重要方針」及び診療報酬の改定を踏まえた所要の削減を行う。</p> <p>併せて、その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえた所要の対応を行うこととする。</p>	<p>② 事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く)については、平成17年度に比べ△2.6%の節減(対平成17年度節減額△1.3億円:対15年度△8.6%節減:16~18年度3年間で中期計画の172%を達成)を実施した。主な節減の取組事項は以下のとおりである。</p> <p>ア 労災看護専門学校学生諸費の縮減(施設関係業務経費) 労災看護専門学校において、学生食を廃止すること等により、学生諸費を平成17年度に比べて△30百万円縮減した。</p> <p>イ 社会復帰指導員業務費の縮減 社会復帰指導員の業務のうち、本部への業務集中化により社会復帰指導員業務費を平成17年度に比べて△16百万円縮減した。</p> <p>ウ 印刷製本費の縮減 印刷部数・仕様の見直し等により平成17年度に比べて△8百万円縮減した。</p> <p>エ 賃借料の縮減 産業保健推進センターにおいて、平成17年度に引き続き事務所賃借料の契約交渉の強化・徹底を実施するとともに、より安価な事務所への移転を行ったこと等により、平成17年度に比べて△8百万円縮減した。</p> <p>オ 光熱水費の縮減 冷暖房の節電、ガス・水道使用量の節減により平成17年度に比べ△6百万円縮減した。</p> <p>カ その他取組 以上の取組に加えて、下記の取り組みにより事業費の縮減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メール便等安価な発送手段利用により平成17年度に比べ△4百万円縮減した。 ・新情報システムの保守契約の仕様変更等により平成17年度に比べ△3百万円縮減した。 <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合の低下 12月期賞与(期末手当)0.1月分カット、管理職加算支給割合2%カット及び節水バルブ導入等による光熱水費削減努力等による支出抑制に加え、手術増による入院収入等の増により、運営費交付金の割合を平成17年度に比べ△0.7ポイント低下させた。(対15年度△4.2ポイント低下:16~18年度3年間で中期計画の84%を達成)</p> <p>(3) 人件費削減及び給与制度の見直し 人件費削減のため、人員数については、労災病院の事務職・技能業務職を中心にアウトソーシングによる人員削減を行い、給与についても、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 12月期の期末手当の支給月数を0.1月削減 ② 管理職加算割合の半減に加え、12月期の期末・勤勉手当に係る管理職加算支給割合を更に2/100削減しており、平成

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>成にも留意しつつ必要な取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償（損益均衡）に向けた計画的取組にも留意しつつ必要な取組を行う。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映拡大等を図る。</p>		<p>22年度において、医療の質・安全の確保に配慮をいしつつ、「5%に相当する額以上を減少させることを基本として」という行革推進法の趣旨が達成できるよう努めた。また、給与制度については、管理職手当について年功的な要素を排除し定額化とするとともに、勤勉手当について施設別の業務実績を反映させるよう見直しを行った。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>3 労災病院の再編による効率化 労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、37病院を30病院(5病院を廃止し4病院を2病院に統合する)とする労災病院の再編を、定められた期限(平成19年度)までに行うこと。</p>	<p>3 労災病院の再編による効率化 労災病院の再編(統廃合)については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定し、定められた期限までに着実に進める。</p> <p>なお、労災病院の統廃合の実施に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進等に十分配慮するとともに、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に万全を期す。</p>	<p>3 労災病院の再編による効率化 (1)「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)において平成18年度が廃止期限とされた岩手労災病院については、統廃合対象病院毎に作成した「労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進め、平成19年3月31日までに廃止する。</p> <p>(2)平成19年度を予定時期とする統廃合対象病院については、統廃合に向けた準備を進める。</p>	<p>3 労災病院の再編による効率化 (1)平成18年度廃止対象病院の状況 ・岩手労災病院 平成18年5月18日に花巻市長から「要望書 岩手労災病院の移譲について」が提出され、花巻市が岩手労災病院の資産を譲り受け、花巻市の作成する基本構想に即した医療を適切に行い得る医療事業者を選定して当該資産を貸し付ける構想が示された。これを踏まえ、検討を進めた結果、平成18年9月27日に機構と花巻市との間で「基本協定」を締結し、平成19年4月1日に花巻市が選定する医療事業者である医療法人杏林会へ移譲した。</p> <p>(2)平成19年度統廃合対象病院の状況 ① 廃止対象病院 ・筑豊労災病院 平成18年11月30日に飯塚市、飯塚市議会、飯塚医師会による「筑豊労災病院の後医療に係る要望書」が提出され、飯塚市が筑豊労災病院の移譲を受け指定管理者制によって運営するという構想が示された。これを踏まえて検討を進めた結果、飯塚市と基本的な条件についての協議が整ったことから、平成19年1月31日に機構と飯塚市との間で「基本協定」を締結し、平成20年4月1日に飯塚市へ移譲することを決定した。</p> <p>② 統合対象病院 ア 美唄・岩見沢労災病院 管理面・組織面での統合の具体的な形及び運用方法を検討しているところである。一方、美唄市地域での医師不足に伴う美唄労災病院の診療機能の縮小や経営状況の悪化等に加え美唄市において平成17年4月に「美唄市地域医療ビジョン」が策定され、市立美唄病院と美唄労災病院の統合の構想が示される等地域医療を取り巻く状況に大きな変化が生じたことから、再編計画どおりに統合を進めることが適当であるか検討するよう、厚生労働省から求められている。 そのため、市立美唄病院と美唄労災病院が統合した場合の具体的な姿についても検討することとし、美唄市と協議を行っているところである。</p> <p>イ 九州・門司労災病院 管理面・組織面での統合の具体的な形及び運用方法を検討しているところである。</p>
<p>4 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止 休養施設及び労災保険会館については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、平成17年度末までに全て廃止すること。</p>	<p>4 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止 休養施設及び労災保険会館の廃止については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、定められた期限までに着実に進める。</p>	<p>[なし]</p>	<p>(なし)</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 中期目標期間の初年度に、外部有識者を含む業績評価委員会を設置し事業毎に事前・事後評価を行い、業務運営に反映する。また、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の運営方針を作成するとともに、内部業績評価制度による業務改善の効果について検証しつつ、制度の定着を図る。 また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度運営方針に対する事前評価を実施し、その結果を業務運営に反映する。 なお、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 業績評価の実施 ① 内部業績評価の実施 内部業績評価実施要領に基づき業績評価制度を全面的に実施した。全ての事業（8事業）・施設毎（100施設）・労災病院の部門毎（1000部門）にバランス・スコアカード（以下「BSC」という）の手法を用いた内部業績評価を実施し、平成18年中に全ての評価単位において上半期評価と決算期評価の2回の評価を実施した。上半期評価では自己評価と管理者評価に基づき、目標と実績に乖離がある事項に関しては、フォローアップを行うとともに、後期のBSCの進行管理に反映させた。決算期評価では目標と実績に乖離がある事項に関しては、フォローアップを行うとともに、翌年度の運営方針に反映させた。さらに、BSCの確実な達成と効果の拡充に向けて「個人別役割確認制度」を導入実施した。BSCの目標を管理職個人の重要課題として位置づけて取り組むなどの効果が現れているところである。 ② 業務改善効果の検証及び制度の定着に向けた取組 内部業績評価制度の定着を目指して、BSCに対する職員の理解度を調査し、理解度の低い施設に対して病院協議等において指導等を行った。 また、BSCに対する職員の理解向上のため、本部集合研修において計9回の講義を行った。 以上のような取組の結果、職員のBSCの理解度は前年の40.3%から44.9%と4.6ポイント上昇した。 さらに、日本医療バランスト・スコアカード研究学会学術総会等に積極的に参加し、他医療機関におけるBSC活動の好事例収集に努めた。 ③ 内部業績評価の実施による具体的改善効果 平成18年度において内部業績評価制度を実施したことにより、以下の業務改善効果が得られた。 ア 財務の視点 ・損益改善 対前年度 31億円改善 【H17】 △73億円 → 【H18】 △42億円 イ 利用者の視点 ・患者からの高い評価 満足度調査において満足のいく医療が受けられたとの評価：78.7% ・勤労者予防医療センター利用者からの評価の向上 健康確保に有用であった旨の評価 【H17】 90.6% → 【H18】 90.9% 対前年度 0.3ポイント増 ウ 質の向上の視点 ・質の高い医療の提供 クリニカルパスの策定件数の増 【H17】 2,684件 → 【H18】 3,303件 対前年度比 23.1%増</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>(2) 毎年度決算終了後速やかに事業実績をホームページ等で公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p>	<p>(2) 業務の透明性を高めるため、決算終了後速やかに業務実績をホームページ等で公開するとともに、業務内容の充実を図るため、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営へ反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ D P C 導入病院の増 【H17】0施設 → 【H18】9施設 ・ 病院機能の向上 地域医療支援病院 【H17】3施設 → 【H18】5施設 地域がん診療連携拠点病院 【H17】4施設 → 【H18】8施設 災害拠点病院 【H17】7施設 → 【H18】8施設 エ 効率化の視点 ・ 一般管理費の縮減 【H17】 【H18】 △3.4% → △3.5% (対17年度縮減額736百万円) ・ 薬品費の削減 患者1人当たり薬品購入単価 【H17】3,013円 → 【H18】3,107円 ※医療の急性期化に伴い単価増となった。 オ 学習と成長の視点 ・ 職員のモチベーション向上（職員アンケート調査における職員満足度） 理念・基本方針への共感 【H17】55.3% → 【H18】56.5% 1.2ポイント増 研修・教育に対する取組 【H17】44.3% → 【H18】48.7% 4.4ポイント増 ・ 労災疾病に関する研究・開発の推進 研究に必要な臨床症例集積数・提供数 6,285件 <p>④ 業績評価委員会における意見・提言の業務への反映 外部有識者による業績評価として「業績評価委員会」（10月開催）において平成17年度及び平成18年度上期の業務実績の事後評価を実施し、その結果を業務の改善に反映した。 なお、前年度の業務実績に関する評価と次年度の運営方針に係る提言を各々タイムリーに審議するため、平成19年度から年2回開催することを決定した。 また、「業績評価委員会」の意見・提言及び機構の対応について、ホームページ等で公表した。</p> <p>(2) 業務実績の公表 業績評価の結果、事業の業務実績をホームページで公表し、電子メールにより広く機構の業務に対する意見・評価を求めた。メールにて届けられた意見については、翌年度の業務運営に反映させるとともに、質問者に対して回答を行った。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>2 療養施設の運営業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 中期目標期間の初年度に、勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約するとともに、各機能を組織的・計画的に推進すること。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、別紙の13分野の課題に応じて研究の方向性を定め、労災疾病に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及に取り組むこと。 また、労災疾病に係る研究・開発、普及に当たっては、各労災病院が有する臨床研究機能を集約して各分野毎に中核病院を選定し、各労災病院間のネットワークを活用して取り組むこと。</p>	<p>2 療養施設の運営業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約し、各機能を組織的・計画的に推進するため、次のとおり取り組む。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 中期目標に示された13分野毎に別紙のとおり研究テーマを定めるとともに、研究・開発、普及の効果的な推進を図るため、次のような取組を行う。</p>	<p>2 療養施設の運営業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 勤労者医療の中核的役割を推進するため、労災疾病研究センターにおいて行う臨床研究、勤労者予防医療センターにおいて行う予防活動及び勤労者医療の地域支援の推進を図るため設置する地域医療連携室において行う地域支援の各機能を集約した勤労者医療総合センターでは、次のとおり取り組む。 なお、アスベスト問題に対しては、アスベスト関連疾患分野として粉じん等による呼吸器疾患分野から独立させ中核病院を定めて重点的に研究開発を行っていくとともに、労災病院内に設置したアスベスト疾患センターにおいて、アスベスト関連疾患の診断・治療・症例の収集及び医療関係者等への知見の提供を実施する。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進を図るため、各労災疾病研究センターにおいて、中期計画の別紙13分野の研究テーマ毎に、次のような取組を行う。 なお、研究・開発の実施に当たっては、産業医科大学等の研究機関と連携を図るとともに、医師以外のコメディカル部門について参画を促進する。</p>	<p>2 療養施設の運営業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>勤労者医療の推進 (アスベスト関連疾患分野) (粉じん等による呼吸器疾患分野) (勤労者のメンタルヘルス分野) (四肢切断、骨折等の職業性外傷分野) (せき髄損傷分野) (身体への過度の負担による筋・骨格系疾患分野) (職場復帰のためのリハビリテーション分野) (振動障害分野) (働く女性のためのメディカル・ケア分野) (化学物質の曝露による産業中毒分野) (高温・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患分野) (騒音、電磁波等による感覚器障害分野) (業務の過重負担による脳・心臓疾患(過労死)分野)</p> <p>勤労者医療総合センターにおいては、勤労者医療の中核的役割を推進するため、次のとおり取り組んだ。 なお、平成17年度に引き続き、アスベスト問題に積極的に対応するため、労災疾病等研究開発普及事業においては、従来の12分野に加え、アスベスト関連疾患分野を新たに立ち上げ、アスベスト関連疾患に係る多くの診療実績を有する岡山労災病院を研究の中核センター(アスベスト関連疾患研究センター)として位置付けるとともに、研究スタッフを増やし、新たに2つの研究テーマ「良性石綿胸水の診断と治療に関する調査研究」「石綿(アスベスト)ばく露者における石綿肺がん及び中皮腫の早期診断法の確立」に着手することにより、研究の一層の強化を図った。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 新たにアスベスト関連疾患分野を加えた各研究分野におけるこれまでの研究成果は以下のとおり。 ◇ アスベストばく露による中皮腫症例を集積し解析を行い、我が国のアスベストばく露による中皮腫の臨床像を明らかにした。 【冊子】我が国における中皮腫の臨床像 －労働者健康福祉機構・労災病院グループ自験症例132例のまとめ－ ◇ アスベストばく露による肺がん症例を集積し解析を行い、我が国のアスベストばく露による肺がんの臨床像を明らかにした。 【冊子】我が国における石綿ばく露による肺がんの調査研究 －労災病院グループ自験症例66例の臨床像－ ◇ アスベストばく露による良性石綿胸水症例を集積し解析を行い我が国のアスベストばく露による良性石綿胸水の臨床像を明らかにした。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
			<p>【冊子】我が国における良性石綿胸水の診断と治療に関する調査研究 ー労災病院グループ自験症例45例の臨床像ー</p> <p>◇ アスベスト関連疾患の診断治療に一般医師の日常診療にも役立つガイドブックを作成・発行した。 【冊子】アスベスト関連疾患日常診療ガイド増補改訂版 ーアスベスト関連疾患を見逃さないためにー</p> <p>◇ 石炭鉱山、金属鉱山、窯業、トンネル工事等々の画像の選定を行い、広く日常診療にも役立つ各粉じん作業別のじん肺症例集を作成した。 【冊子】画像で診る今日の職業別じん肺症例選集</p> <p>◇ 専門医であっても困難であった胸膜プラークのCT3次元表示法による画期的な診断法を確立し、診断精度を飛躍的に向上させた。 【冊子】診断精度を向上させた新しい画像診断法の開発 1. CT3次元表示法による胸膜プラークの画期的診断法</p> <p>◇ 発見が極めて困難であったじん肺所見を有する者の肺がん診断法を確立し、精度を向上させた。 【冊子】診断精度を向上させた新しい画像診断法の開発 2. 経時サブトラクション法によるじん肺合併肺がんの診断法</p> <p>◇ 多忙なため受診が困難な勤労者が、時間等の制約を受けずに手軽に利用できるメンタルヘルス・チェックシステムを確立した。 【冊子】インターネットによるメンタルヘルス・チェックと精神保健指導の有用性に関する実証的研究 ー多忙な労働者が、いつでも、どこからでも利用可能なシステムの確立ー</p> <p>◇ うつ病の客観的診断法は現在のところ確立していなかったが、研究の結果、脳血流によるうつ病像の客観的評価法についての知見を得た。 【冊子】脳血流^{99m}Tc-ECD SPECTを用いたうつ病像の客観的評価法の研究開発 ー脳の画像によるうつ病像の客観的評価法の開発ー</p> <p>◇ 重度手指外傷の受傷時のスコアから、最適な治療計画策定に必要な将来の機能回復の程度や現職復帰の予測を可能とする診断法を開発した。 【冊子】上肢の重度障害に対する治療法についての調査研究と治療法の検討 ー受傷労働者の円滑な職場復帰を目指してー</p> <p>◇ 頸椎ドックの結果を解析することで、早期発見・早期治療を可能とするMRIによる頸部脊柱管狭窄症の診断基準を定めた。 【冊子】非骨傷性頸髄損傷予防法と早期治療体系の確立 ーMRIによる日本人の頸椎・頸髄の標準値の設定、頸椎ドックに於ける新しい取り組みー</p> <p>◇ 職場における腰痛の発症要因として、従来考えられていた作業姿勢、作業動作、作業環境に加えて、新たな要因として、心理・社会的要因も関与していることが明らかになった。 【冊子】勤労者の腰痛の実態 ー職場における心理・社会的要因の関与ー</p> <p>◇ 脳梗塞患者のリハビリテーションにおける職場復帰を促進する因子を解明した。 【冊子】早期職場復帰を可能にする各種疾患（特に脳血管障害）に対するリハビリテーションのモデル・システムの研究・開発</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>ア これまでの診療実績・研究実績等を踏まえ、13分野毎に中核病院を定めるとともに、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築することにより、研究テーマ毎にモデル医療やモデル予防法の研究開発に必要な臨床データ等を全国的・体系的に集積する。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>い 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を10万件以上（※）得る。 （※参考：平成14年度実績4,124件（産業中毒、じん肺、腰痛データ・ベース）</p>	<p>ア 「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を活用して、全労災病院から研究・開発に必要な臨床データ等を集積するとともに、その評価・分析を行う。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の普及を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>い 高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患、働く女性のためのメディカルケア分野に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、既存（※）のデータ・ベース（ホームページ）と併せてアクセス件数4万7千件以上を得る。 【※既存データ・ベース（ホームページ）】 ・身体への過度の負担による筋・骨格系疾患 ・振動障害 ・化学物質の曝露による産業中毒 ・粉じん等による呼吸器疾患 ・職場復帰のためのリハビリテーション ・勤労者のメンタルヘルス ・四肢切断、骨折等の職業性外傷 ・せき髄損傷</p>	<p>－ Phase1 勤労世代（労働年齢）における脳血管障害の発症要因の特性－</p> <p>◇ 自覚症状に基づき行われている振動障害の診断について、客観的診断法を確立した。</p> <p>◇ 夜間労働による不規則な月経周期の発生機序に、血中メラトニンが関与していることを解明した。 【冊子】女性の深夜・長時間労働が内分泌環境に及ぼす影響に関する研究 －労働が女性ホルモン分泌に与える影響の解明を目指して－</p> <p>◇ 総計1,261物質に及ぶ有害化学物質のデータベースを作成し、情報検索を可能にした。</p> <p>◇ 理・美容師の職業性接触皮膚炎防止に、パッチテストが有効であることを明らかにした。 【冊子】理・美容師の職業性接触皮膚炎 －宮城県における理・美容師についてのフィールドワークからの報告－</p> <p>◇ 糖尿病網膜症労働者の就業続行を可能にするための治療方針及び、ソーシャルサポートの必要性を明らかにした。 【冊子】網膜硝子体疾患による急性視力障害に対する治療法の研究開発 －糖尿病網膜症の労働者の視力保持のために－</p> <p>ア 臨床データの分析や集積に不可欠な「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」の運用に当たり、利便性の向上等の観点から関連機器・ソフトウェアの新規導入やシステム変更を随時実施することにより、研究者からの要望等に対して速やかな対応に努めた。また、必要に応じて本部から担当職員を研究センターに派遣したことにより、ネットワークシステムの活用に関する研究者等の理解を深め、評価・分析に当たっての更なる改善が図られた。</p> <p>イ 中間時における研究成果の普及を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>い ホームページ等情報提供に関すること</p> <p>① アスベスト関連疾患分野については、情報に対する社会のニーズが特に高いことから、研究者の協力を得て、計画外であったホームページの構築に取り組むこととし、中皮腫等アスベスト関連疾患の解説から公的救済制度の手続等に至るまで幅広い内容を盛り込んだホームページを作成し、平成18年12月18日より公開を開始した。 また、労災病院グループにおける中皮腫の自験症例132例について、研究結果に係る要旨を簡潔にまとめた冊子を作成し、産業保健調査研究発表会を通じて全国47の産業保健推進センター相談員（医師）に配布したほか、マスコミ関係者や各種学会・研修会の出席者等にも随時配布し、研究成果の情報提供に努めた。</p> <p>② 高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患、働く女性のためのメディカルケア分野についても、これまでの研究成果について分かりやすくまとめたデータ・ベース（ホームページ）を構築し、平成19年3月30日より公開を開始した。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>ii 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する。</p> <p>iii 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等関連医学会において、14研究・開発テーマに関し30件以上（※）の学会発表を行う。 （※参考：研究開発期間中と終了時に、それぞれ1回以上実施）</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を設置して、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映する。</p>	<p>ii 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する。</p> <p>ウ 各研究開発計画の中間評価を行うため、外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、研究開発計画の達成度、コストパフォーマンスを含めた研究開発計画の妥当性等について評価を実施する。 また、その結果を研究開発計画の改善に反映する。</p>	<p>なお、データ・ベース（ホームページ）へのアクセス件数の平成18年度実績は9万9千43件となった。</p> <p>ii 教育研修に関すること ① 実地医家を対象として、平成17年度に作成、発行した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」について、実地医家の要望を踏まえ、症例の更なる追加や病理所見など貴重な情報を新たに盛り込んだ「増補改訂版」を発行（平成18年9月）し、初版分と併せて販売部数1万2千部を達成。医療分野でのベストセラーとなった。 ② 「粉じん等による呼吸器疾患」分野の取組として、粉じん作業別の症例のX線画像等をまとめた「画像で診る今日の職業別じん肺症例選集」を作成し、厚生労働省中央じん肺診査医及び全国47の産業保健推進センターに配布した。今後は、じん肺法に基づき厚生労働大臣が任命するじん肺診査医（122名）や労災病院の専門医、都道府県医師会等に配布し、貴重な教材として活用していく予定としている。</p> <p>iii 学会発表等に関すること 日本・職業災害医学会（平成18年11月）において、13分野の主任研究者等が研究成果等に関する発表を行った。</p> <p>ウ 各研究開発計画の中間評価を行うため、平成19年2月22日及び23日の2日間に渡って業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、研究分野ごとに研究開発計画の達成度、コストパフォーマンスを含めた研究開発計画の妥当性等について、外部委員等による評価が行われ、各々の専門領域の見地から具体的な問題点や改善策が示された。 機構本部においては、昨年度の評価部会における評価結果や各委員の意見・要望を踏まえ、各主任研究者と連携を図りながら必要な支援を行った。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進し、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ23万人以上（※1）、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ5万5千人以上（※2）、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ7千人以上（※3）実施すること。</p> <p>また、利用者から、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を70%以上得ること。</p> <p>（※参考1：平成14年度実績 17,887人） （※参考2：平成14年度実績 7,838人） （※参考3：平成14年度実績 855人）</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者に対する過労死予防等の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 労働衛生関係機関との連携や予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、結果を指導・相談内容に反映させることにより、その質の向上を図る。</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者の健康確保を図るため、勤労者予防医療センターにおいて次のような取組を行い、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ10万2千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万4千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3千人以上実施するとともに、利用者満足度調査を実施し、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>ア 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を促進するとともに予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等し、指導・相談業務等に活用する。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、利用しやすい指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮するとともに、企業への出張講習等を積極的に行う。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査と併せて、企業の事業主及び健康管理者を対象とした勤労者の健康保持増進に関するニーズ調査、指導・相談等が勤労者の健康確保にどの程度寄与しているかを検証</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者の健康確保を図るため、勤労者予防医療センターにおいて次のような取組を行い、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ135,238人、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ18,580人、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,884人実施した。</p> <p>また、利用者満足度調査を利用者4,045人に対して実施し、2,939人の回答者のうち職場における健康確保に関して有用である旨の評価を90.9%得た。</p> <p>なお、調査にて把握した利用者の意見についての評価、分析を行い、必要に応じて希望分野の講習の開催、運動器具の整備など迅速な対応を行い事業に反映した。</p> <p>ア 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を図り、予防医療に関する社会の方向性等を把握するとともに、予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等を行い指導・相談業務等に活用し、指導の好事例等については、各種学会等で発表した。</p> <p>メタボリックシンドロームに対する社会的関心の高まりに迅速に対応するため、我が国のメタボリックシンドロームの診断基準、メタボリックシンドロームと脳・心臓疾患との関係などの情報を新たに盛り込んだ改訂版「働く人々の生活習慣病予防ノート」を発行し指導・相談業務等に活用した。</p> <p>メンタルヘルス不全予防対策「勤労者心の電話相談」については、相談対応の更なる向上を図るため、過去の相談に関する回答例に専門家の評価等を加えた事例集（CD-ROM）を作成し相談業務を担当するカウンセラーに配付した。</p> <p>業務指導を実施し、得られた各施設の取組状況に関する好事例や留意事項を取りまとめ、業務の活性化の参考資料となるよう施設にフィードバックした。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、平日17時以降の利用しやすい時間帯や土、日、祭日に指導・相談等を行った。</p> <p>また、来所が困難な勤労者に対して郵送による栄養指導も行った。</p> <p>さらに、企業等に対して出張指導の案内を行い積極的な事業展開を図った。</p> <p>ウ 企業の事業主を対象とした勤労者の健康保持増進に関するニーズ調査については、2,391社に対してアンケート調査を行い、1,207社から回答を得た。得られた結果を踏まえて、企業のニーズに応じた内容の講習会、出張による講習会等を企</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
		<p>するためのセンター利用者を対象とした健康改善度についての調査研究を実施し、業務の改善に反映する。</p>	<p>画した。</p> <p>また、各種指導についての効果に関する調査研究等を実施して、その成果を各種指導で活用するとともに各種学会等での発表、ホームページに掲載するなどして対外的にも広く周知した。</p> <p>さらに勤労者予防医療センターの事業が勤労者の健康確保に寄与しているかを検証するため、センター利用者を対象に共同調査研究1「メタボリックシンドロームの成因を明らかにする研究」及び、2「メタボリックシンドロームに対する適切な指導のあり方を検討する研究」の2研究を開始した。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関との連携を推進するとともに、労災指定医療機関を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。</p> <p>また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を70%以上得ること。</p>	<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに、患者紹介率を40%以上（※1）とする。 （※参考1：平成14年度実績 30.3%）</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ3万2千人以上（※2）に対し講習を実施する。また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。</p> <p>ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ・診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ6万件以上（※3）実施する。</p> <p>エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、地域支援業務の改善に反映する。 （※参考1：平成14年度実績 30.3%） （※参考2：平成14年度実績 5,987人×5年間の5%増） （※参考3：平成14年度実績 11,364件×5年間の5%増）</p>	<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>ア 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万2千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p> <p>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ2万1千件以上の受託検査を実施する。</p> <p>エ ニーズ調査・満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を地域支援業務の改善に反映する。</p>	<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用（役に立った）であった旨の評価について74.4%の評価を得た。</p> <p>ア 地域医療連携室において、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携パスの導入に取り組んだ結果、44.7%の紹介率を確保した。</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、22,395人を対象にモデル医療の普及を行った。</p> <p>i アスベスト関連疾患に係る研修会等の開催 喫緊の課題となっている石綿（アスベスト）関連疾患に係る医師を対象としたアスベスト診断技術研修（基礎・専門研修）、病理医師を対象としたアスベスト小体計数検査技術研修会を開催し、延べ800名の労災指定医等が受講した。</p> <p>ii 労災病院女性医療フォーラム等の開催 働く女性を医療面から支援することを目的として東北、和歌山での2回にわたる「労災病院女性医療フォーラム」の開催（18年9月：180名参加、19年2月：231名参加）により診断技術、モデル医療の普及に努めた。</p> <p>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ27,538件の受託検査を実施した。</p> <p>エ 平成17年9月1日から平成18年8月31日までの期間中に紹介実績のある医師に対してニーズ調査（医療情報の提供、医療水準、診療時間帯等のアンケート調査）を実施し、この調査結果に基づき労災指定医及び産業医等から示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映した。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績																																												
<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p>	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p>	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p>	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p><u>急性期医療への対応</u></p> <p>i 急性期化に対応した診療体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数の短縮並びに看護師の確保により急性期化に対応した診療体制の構築を図った。 <p>※平均在院日数 17.5日【H17】→16.2日【H18.1累計】(1.3日短縮)</p> <p>※一般病棟入院基本料上位算定</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>7対1算定:</td> <td>—</td> <td>1施設</td> </tr> <tr> <td>10対1算定:</td> <td>15施設</td> <td>→30施設</td> </tr> <tr> <td>13対1算定:</td> <td>17施設</td> <td>→1施設</td> </tr> </table> <p>ii 救急医療体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働災害への対応を含めた救急体制の強化を行うことにより、救急搬送患者の受け入れの増加を図った。 <table border="0"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>66,699人</td> <td>67,942人</td> </tr> </table> <p>iii 地域医療連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関との間であらかじめ特定の疾患に関する連携パスを策定することにより、シームレスな地域医療連携を実現 <p>※地域医療連携パス</p> <ul style="list-style-type: none"> 大腿骨頸部骨折 11施設 その他 7施設(脳梗塞、脳卒中、NST等) <ul style="list-style-type: none"> 紹介率を向上させ、地域支援機能の強化を行うことにより、勤労者医療の中核及び地域医療の中核としての体制を構築 <p>※地域医療支援病院</p> <table border="0"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>3施設</td> <td>→5施設</td> </tr> </table> <p>※地域がん診療連携拠点病院</p> <table border="0"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>4施設</td> <td>→8施設</td> </tr> </table> <p>iv 急性期リハビリテーションの維新</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災労働者、勤労者をはじめとした入院患者の早期社会復帰を図るため、リハビリテーション診療体制の再編等、リハビリテーション機能の急性期化を図った。 <p>※リハ基準の再編</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">(17年度)</td> </tr> <tr> <td>理学療法 I</td> <td>29施設</td> </tr> <tr> <td>作業療法 I</td> <td>29施設</td> </tr> <tr> <td>心疾患リハ</td> <td>2施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(18年度)</td> </tr> <tr> <td>運動器リハ I</td> <td>32施設</td> </tr> <tr> <td>脳血管疾患リハ I、II</td> <td>29施設</td> </tr> <tr> <td>心大血管リハ II</td> <td>2施設</td> </tr> <tr> <td>呼吸器リハ I (新設)</td> <td>28施設</td> </tr> </table>		17年度	18年度	7対1算定:	—	1施設	10対1算定:	15施設	→30施設	13対1算定:	17施設	→1施設	17年度	18年度	66,699人	67,942人	17年度	18年度	3施設	→5施設	17年度	18年度	4施設	→8施設	(17年度)		理学療法 I	29施設	作業療法 I	29施設	心疾患リハ	2施設	↓		(18年度)		運動器リハ I	32施設	脳血管疾患リハ I、II	29施設	心大血管リハ II	2施設	呼吸器リハ I (新設)	28施設
	17年度	18年度																																													
7対1算定:	—	1施設																																													
10対1算定:	15施設	→30施設																																													
13対1算定:	17施設	→1施設																																													
17年度	18年度																																														
66,699人	67,942人																																														
17年度	18年度																																														
3施設	→5施設																																														
17年度	18年度																																														
4施設	→8施設																																														
(17年度)																																															
理学療法 I	29施設																																														
作業療法 I	29施設																																														
心疾患リハ	2施設																																														
↓																																															
(18年度)																																															
運動器リハ I	32施設																																														
脳血管疾患リハ I、II	29施設																																														
心大血管リハ II	2施設																																														
呼吸器リハ I (新設)	28施設																																														

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績						
<p>ア 労災病院においては、別紙に示された13分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。</p> <p>なお、労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。</p>	<p>ア 労災病院においては、次のような取組により、中期目標の別紙に示す13分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図る。</p> <p>i 中期目標期間の初年度に、12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定する。当該指標により、次年度から医療の質に関する自己評価を行う。</p> <p>ii 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。</p> <p>iii 労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病との関連性等に関するカリキュラムを拡充することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。</p>	<p>ア 13分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において次のような取組を行う。</p> <p>i 分野毎の臨床評価指標について、集積した基礎データを各労災病院へフィードバックするとともに、基礎データと自院のデータとの比較により医療の質に関する自己評価を行う。</p> <p>ii 労災看護専門学校において、勤労者医療に関する特別講義（75時間4単位）を含む新カリキュラムに基づき、専門的知識を有する看護師を育成する。</p> <p>iii 労災リハビリテーション工学センターにおいては、歩行訓練の工学的研究、麻痺患者に対する機能的電気刺激の応用研究に基づき義肢装具等を開発するとともに、その成果をリハビリテーションに活用する。</p>	<p><u>医療の高度専門化</u></p> <p>i 学会等への積極的参加</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学・学会との連携強化を図り、最新の技術、知識の習得及び実践を通じて高度な医療を提供した。 各種学会認定施設数：647（日本胸部外科学会、日本救急外科学会等50学会） <p>学会認定医数：1,127人 学会専門医数：1,295人 学会指導医数：611人</p> <p>ii 専門センター化によるチーム医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の診療科別から、臓器別・疾患別の専門センターを設置することにより、高度専門的医療を提供するとともに、職種及び診療科の枠を越えたチーム医療を提供する。 専門センター数：121（消化器センター、脊椎外科センター、糖尿病センター等） <p>iii 高度医療機器の計画的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、より高度な治療機器、より正確な診断機器等の整備を行った。 <p>13分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において次のような取組を行っている。</p> <p>i 労災疾病に関する臨床評価指標に基づく評価</p> <p>分野毎の臨床評価指標について、集積した基礎データを各労災病院へフィードバックするとともに、基礎データと自院のデータとの比較により医療の質に関する自己評価を行った。</p> <p>（評価結果）</p> <table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>→</td> <td>13疾病</td> </tr> <tr> <td>A'</td> <td>→</td> <td>1疾病</td> </tr> </table> <p>ii 勤労者医療の専門的知識を有する看護師の育成</p> <p>労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため、勤労者医療に関する特別講義を含む新カリキュラムに基づき、勤労者の作業環境や健康管理の実際を学習するため、企業見学実習を実施した。また、災害看護を習得するため、労災病院と協力し、災害看護演習に参加した。</p> <p>iii 工学的研究成果のリハビリテーションへの活用</p> <p>労災リハビリテーション工学センターにおいては、義肢装具等の開発、歩行訓練の工学的研究及び機能的電気刺激の応用研究を推進し、麻痺患者等への運動機能再建の研究のために、吊り上げトレッドミルを用いた歩行訓練として、延べ25人の麻痺患者に対して延べ1,037回のデータ分析を実施した。</p> <p>また、高齢者に多発している大腿骨頸部骨折の予防を目的</p>	A	→	13疾病	A'	→	1疾病
A	→	13疾病							
A'	→	1疾病							

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>iv 労災リハビリテーション工学センターにおいて、工学技術を用い義肢装具等の研究・開発を実施し、その成果をリハビリテーションに活用する。</p> <p>v 次の(i)及び(ii)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>(i) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、医師臨床研修に積極的に取り組むことにより優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>また、労災疾患に意欲を燃やす医師を確保するため、初期臨床研修から後期研修を盛り込んだ労災病院の研修医募集ガイドブックを作成し、医学生に配布する。</p> <p>(ii) 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種毎の勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実することにより、職員個々の資質の向上を図る。</p>	<p>iv 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るため、次のとおり取り組む。</p> <p>(i) 医師臨床研修指定病院においては、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムに基づいて医師臨床研修に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>また、労災疾患に意欲を燃やす医師を確保するため、初期臨床研修から後期研修を盛り込んだ労災病院の研修医募集ガイドブックを作成し、医学生に配布する。</p> <p>(ii) 研修における受講者の理解度に関するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容及び研修カリキュラムの充実に反映させる。</p> <p>また、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者の受講後における伝達研修の充実を図る。</p>	<p>として開発を進めているヒッププロテクターの緩衝材について10月に特許申請を行った。さらに平成18年3月に特許申請を行った荷重プレーキ式長下肢装具について、平成19年3月に海外特許の申請を行った。</p> <p>これらの研究成果について学会での発表、医学誌への掲載、国際福祉健康産業展への出展などを通して広報活動に努めた。</p> <p>iv 優秀な人材の確保・育成 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るため、次のとおり取組を行った。</p> <p>(i) 各労災病院においては、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムに基づいて臨床研修に取り組むとともに、病院見学や研修病院合同セミナー等の機会を利用して病院のPRを行うことにより、優秀な医師の育成、確保に努めた。</p> <p>また、本部においては、研修医募集ガイドブック(改訂版)を2千部作成し、医学生や関係大学等に配布するとともに、機構ホームページや医師募集サイトへの募集広告の掲載や労災病院群の共同、連携による後期臨床研修の改善等により、優秀な医師の確保・育成に係る支援を行った。</p> <p>さらに看護師の確保にも努め、次のことに取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事の大学訪問(30校) ・看護師の合同就職説明会参加(7会場) (当機構ブース訪問者 295人) ・機構主催の就職説明会開催(9会場) ・キャリアアップ支援(各種制度等の整備、推進) ・ガイドブックの改訂、ポスターの作成 ・HPの充実 <p>その結果、H.19.4現在、看護師の採用者数は、943人となっている。</p> <p>また、離職率は前年度に対して減少した。 (H.17 11.7% → H.18 10.8%)</p> <p>(ii) アンケート結果等を基に18年度本部集合研修のうち22研修に勤労者医療に関する講義科目を取り入れ、1,148人が受講し、平均82%の理解度が得られた。研修後のアンケート調査では、勤労者医療の必要性や機構としての取り組みが理解できた、勤労者予防医療活動の有意義さとその必要性を再確認した、13分野の研究内容等良く理解できた旨の受講感想等があり、勤労者医療の重要性の認識が図られた。</p> <p>また、患者満足度の向上に資するため、各職種ごとの研修に患者接遇に関する研修を実施、受講者のうち90%が</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績				
	<p>vi 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これにより、中期目標期間中に、延べ30万人以上(※)の救急搬送患者を受け入れる。 (※参考：平成14年度実績 56,653人×5年間の5%増)</p> <p>イ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供する。</p>	<p>v 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、6万3千人以上の救急搬送患者を受け入れる。</p> <p>イ 良質で安全な医療を提供するため、次のとおり取り組むとともに、患者満足度調査を実施し、全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。</p> <p>i 良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審するとともに更新時期を迎えた施設においては再受審する。</p>	<p>満足、87%が業務に生かすことができると答えた。「接遇について改めて考えさせられ日々の自分の態度について反省した」、「接遇の重要性について理解できた」、「明日からでも実践できる接遇マナーを学ぶことができた」等の意見が寄せられた。 さらに、研修効果をあげるため、本部集合研修受講後、各施設において伝達研修が確実に行われるよう受講報告書に伝達研修実施日の記載を義務付けた。</p> <p>v 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、67,942人(計画達成率107.8%)の救急搬送患者を受け入れた。</p> <p>vi 病院情報システム等IT化の推進 医療の質の向上や病院運営の効率化等の観点から、医療情報の共有化によるチーム医療の充実や地域医療連携の推進等を目指し、オーダリングシステム、電子カルテシステムの導入を進めた。 また、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、平成17年7月1日に本部にCIO及びCIO補佐官を設置し本部から各施設への指導體制を強化している。 さらに、本部職員を医療機関CIOを養成するための外部研修に参加させ、専門的な知識を習得させることとした。 施設職員に対しては本部集合研修時に情報システム化の推進による業務の効率化等IT関連の基礎的な知識を習得させるため専門的な知識を習得させるための専門的な講義を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="2056 1241 2852 1409"> <tr> <td>オーダリングシステム</td> <td>24施設(18年度新設2施設)</td> </tr> <tr> <td>電子カルテ</td> <td>1施設(19年度1施設拡大)</td> </tr> </table> <p>イ 良質で安全な医療の提供 良質で安全な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審、クリニカルパス活用の推進などに取り組んだ。また、全ての病院において70%以上の患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を得た。 (全労災病院で平均78.7%の満足度)</p> <p>i 外部評価機関による病院機能評価 良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審するとともに更新時期を迎えた施設においては再受審した。</p>	オーダリングシステム	24施設(18年度新設2施設)	電子カルテ	1施設(19年度1施設拡大)
オーダリングシステム	24施設(18年度新設2施設)						
電子カルテ	1施設(19年度1施設拡大)						

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績																																				
<p>イ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全ての病院で70%以上の満足度を確保すること。</p> <p>また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。</p>	<p>また、医療安全チェックシートを見直し、全ての労災病院で活用するとともに、医療安全に関する研修及び医療安全推進週間を実施し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。</p>	<p>ii チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のためクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。</p> <p>iii 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映する。</p> <p>iv 安全な医療を推進するため、全病院に導入した「医療安全チェックシート」を活用した取組を継続し、医療安全に関する問題点の改善を図るとともに医療安全への質の向上を図るため、全病院をグループ分けし、「労災病院間医療安全相互チェック」を全ての病院で実施する。</p> <p>また、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、各労災病院において、全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに医療安全推進週間に参加する。</p> <p>なお、医療の安全性及び透明性の向上のため、医療事故に関するデータの公表に向けて所要の準備を開始する。</p>	<p>病院機能評価の受審</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>H17</td> <td></td> <td>H18</td> </tr> <tr> <td>受審</td> <td>28施設</td> <td>→</td> <td>29施設</td> </tr> <tr> <td>(受審率)</td> <td>87.5%</td> <td>→</td> <td>90.6%</td> </tr> <tr> <td>認定</td> <td>25施設</td> <td>→</td> <td>28施設</td> </tr> <tr> <td>(認定率)</td> <td>78.1%</td> <td>→</td> <td>87.5%</td> </tr> </table> <p>※日本全国の病院の認定率は、25.9%</p> <p>ii 医療の標準化(高度医療のモデル化)の推進 全ての労災病院に設置するクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、平成18年度末までに3,303件のクリニカルパスを作成した(対前年比:23.1%増)。 また、医療の標準化を図るためDPCを積極的に導入した。(17年度準備病院(調査協力病院)11施設 →18年度対象病院9施設及び準備病院10施設)</p> <p>iii 患者満足度調査に基づく問題点 患者満足度の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映した。</p> <p>iv 安全な医療の推進 全労災病院共通の「医療安全チェックシート」の項目を5月(平成18年度診療報酬改正への対応等)と11月(放射性同位元素の管理体制項目追加)に見直しを行うとともに、当該チェックシートの解説書を作成し、取組の継続を行った。 5月のチェック結果に基づき、各施設に「医療安全確保のための改善計画書」の策定を指示し、それに対する本部の指導・支援により、平成17年度11月のチェック結果では項目達成率が全病院平均90.5%だったのに対し、平成18年度では95.2%と4.7ポイント上昇した。</p> <p>【医療安全チェックシートによる項目達成率の推移】</p> <table border="0"> <tr> <td>H17.5</td> <td>H17.11</td> <td>H18.5</td> <td>H18.11</td> </tr> <tr> <td>(225項目)</td> <td>(225項目)</td> <td>(257項目)</td> <td>(265項目)</td> </tr> <tr> <td>68.4%</td> <td>90.5%</td> <td>91.3%</td> <td>95.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(+22.1ポイント)</td> <td>(+0.8ポイント)</td> <td>(+3.9ポイント)</td> </tr> </table> <p>平成17年度の試行を経て、平成18年度より新たに全労災病院に導入した「労災病院間医療安全相互チェック」(近隣労災病院2~4病院ごとに12グループに分け、グループ内で相互にチェックを行う)を計画通り実施し、自院で見落としがちな問題点・課題を明確にし、グループ内で情報を交換、共有化したことにより、医療安全に関する問題点の改善と医療安全への質の向上を図った。</p> <p>また、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、各労災病院において、全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに、「医療安全推進週間」(11/19日~11/25土)では新たに全労災病院共通のテーマを定め(平成18年度は「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」)、患者・地域住民も広く参加できる取組を行った。</p> <p>医療の安全性及び透明性の向上のため、平成18年7月「労災病院医療上の事故公表基準」を策定し、10月より医療事故・インシデント事例のデータ集積を開始した(平成19年5月一括公表)。</p>		H17		H18	受審	28施設	→	29施設	(受審率)	87.5%	→	90.6%	認定	25施設	→	28施設	(認定率)	78.1%	→	87.5%	H17.5	H17.11	H18.5	H18.11	(225項目)	(225項目)	(257項目)	(265項目)	68.4%	90.5%	91.3%	95.2%		(+22.1ポイント)	(+0.8ポイント)	(+3.9ポイント)
	H17		H18																																				
受審	28施設	→	29施設																																				
(受審率)	87.5%	→	90.6%																																				
認定	25施設	→	28施設																																				
(認定率)	78.1%	→	87.5%																																				
H17.5	H17.11	H18.5	H18.11																																				
(225項目)	(225項目)	(257項目)	(265項目)																																				
68.4%	90.5%	91.3%	95.2%																																				
	(+22.1ポイント)	(+0.8ポイント)	(+3.9ポイント)																																				

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>⑤ 行政機関等への貢献 国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。</p>	<p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。</p>	<p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にする。</p>	<p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 国の設置する委員会への参加等 i アスベスト問題への対応 平成17年6月に表面化したアスベスト暴露による健康問題に関し、政府の閣議決定（平成17年7月）に基づく「アスベスト問題への当面の対応」（アスベスト問題に関する関係閣僚会合とりまとめ）として、平成17年度に引き続き、以下の取組を行った。</p> <p>(i) アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関として24労災病院に設置した「アスベスト疾患センター」において、アスベスト健診等に取り組んだ。 また、平成17年度に労災病院及び産業保健推進センター等に設置した健康相談窓口において、引き続き地域住民等からの健康相談に対応した（平成18年度相談件数：9, 212件）アスベストブロックセンター(全国7カ所)においてアスベスト小体計測検査を実施</p> <p>(ii) 平成17年度に発刊した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」の増補改訂版を作成した。（初版分と合わせて、12, 000部以上の売上げ）</p> <p>(iii) 労災疾病等研究・開発、普及事業において、「アスベスト関連疾患」分野を新設し、新たな研究課題に着手した。 なお、平成17年度から実施していた、労災病院グループにおける中皮腫の自験症例132例に係る研究結果の要旨をとりまとめ、関係機関等に対し情報提供を行った。 ・中皮腫は石綿曝露と相当の因果関係があること ・治療方法として早期診断に基づく外科的切除が最良の方法であること ・石綿曝露の医学的所見として胸膜プラーク、石綿小体の存在が重要であること</p> <p>(iv) 労災指定医、産業医等を対象とするアスベスト関連疾患診断技術研修を全国18カ所で実施(受講者数782名)</p> <p>ii 国の設置する委員会等への出席 国（地方機関を含む）の要請に応じて、労災病院の医師等が委員会や検討会等に積極的に出席し、労災疾病等に係る医学的知見を提供した。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にした。 (意見書処理日数) 平成17年度 19. 2日 平成18年度 14. 4日</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上(※)確保すること。</p> <p>※参考：平成14年度実績 医療リハビリテーションセンター 75.4% 総合せき損センター 78.8%</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、職業リハビリテーションセンターとの連携を図る。</p> <p>② 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、せき髄損傷者職業センターとの連携を図る。</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。 また、職業リハビリテーションセンターとの効果的かつ効率的な業務運営をする上で、さらに連携すべき業務を検討する。</p> <p>② 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。 また、せき髄損傷者職業センターとの効果的かつ効率的な業務運営をする上で、さらに連携すべき業務を検討する。</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、患者毎の障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、次の取組を通じて患者の職場・自宅復帰を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施・重度の障害や併発する疾病に対する複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施 ・ 在宅就労支援プログラム等の実施 ・ 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者毎のプログラム改良及び退院後のケアの実施等 <p>この結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が81.1%を達成するとともに、患者からの満足度は88.7%(特に「たいへん満足」が59.8%)と去年に引き続き高い評価が得られた。</p> <p>さらに、職業リハビリテーションセンターとの運営協議会等を通じて効果的かつ効率的な業務運営について連携すべき業務を検討している。</p> <p>② 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、患者毎の障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、次の取組を通じて患者の職場・自宅復帰を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施 ・ 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ・ せき髄損傷者職業センターとのせき損症例検討会やチーム医療懇話会の実施等、相互連携によるリハビリテーションの評価、患者毎のプログラム改良及び退院後のケアの実施等 <p>この結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が82.5%を達成するとともに、患者からの満足度は83.6%(特に「たいへん満足」が52.1%)と去年に引き続き高い評価が得られた。さらに、せき髄損傷者職業センターとのせき損検討会やチーム医療懇話会等を通じて効果的かつ効率的な業務を検討している。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次の取組により、海外派遣労働者の健康管理の向上を図ること。</p> <p>(1) 海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を中期目標期間中、6万5千人以上(※)確保するとともに、海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行い、その成果を広く情報提供すること。 また、センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>(※参考：平成14年度実績 12,414人×5年間の5%増)</p> <p>(2) 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行うため、海外巡回健康相談を実施し、巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得るとともに、当該事業の効果的な実施のため、ニーズ調査等を行い、派遣対象地域の見直し等を行うこと。</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次のような取組を行うことにより、海外派遣労働者の健康管理の向上を図る。</p> <p>(1) センター利用者を確保するため、海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動を強化するとともに、毎年度、定期的にセンター利用者に対するニーズ調査及び満足度調査を行いその結果を次年度の業務運営に反映する。</p> <p>また、長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等に関する調査研究を行うとともに、研究成果をホームページで提供し、中期目標期間中、アクセス件数を9万件以上(※)得る。</p> <p>(※参考：平成14年度実績 15,600件×5年間の15%増)</p> <p>(2) 医療不安が大きく、一定数以上邦人労働者が在留している地域を対象に現地日本人会等からの情報を調査分析し、海外巡回健康相談を実施するとともに、海外巡回健康相談時に満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を次回の海外巡回健康相談の業務内容の改善、派遣対象地域の見直し等に反映する。</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいて次のような取組を行う。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 ① 海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動の強化により、健康診断被験者・講演会受講者等の施設サービス利用者を1万3千1百人以上確保するとともに、利用者満足度調査を実施し、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。 また、新型インフルエンザの対応など海外派遣企業での感染症危機管理の支援を重点的に行う。</p> <p>② センター利用者に対する満足度調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p> <p>③ 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析」(平成16年～平成18年の3年計画の3年目)及び「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明」(平成16年～平成18年の3年計画の3年目)についての調査研究を実施するとともに、これまでの研究成果をホームページで情報提供し、1万8千件以上のアクセスを得る。</p> <p>(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>① 医療面の不安の大きい地域で、邦人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、現地日本人会等からの情報を調査分析し、必要な国、都市において海外巡回相談を実施する。</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいて次のような取組を行った。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 ア 岡山、滋賀、広島、東京の各産業保健推進センターで開催された海外赴任者健康管理セミナー、横浜、大阪で開催された海外健康管理指導者研修会に講師を派遣し産業保健関係者に海外勤務健康管理センターの業務をPRするとともに海外派遣労働者の健康管理の重要性を周知し知識の向上に努めた。 さらに最新の海外医療に関する研修実施状況、セミナーの開催状況及び鳥・新型インフルエンザガイドラインの改訂をホームページに掲載する等の情報提供を行った。その結果、施設サービス利用者は15,907人となった。 イ センター利用者の増に伴い、海外健診者の利便性を図るために予約枠の拡大を図るとともに海外医療情報提供の強化に努めた。また、海外赴任中の派遣労働者にメール・FAXによる相談の実施によるサービス強化に努めた結果、8月及び2月に実施した利用者満足度調査において95.2%の利用者から有益であったという評価を得た。</p> <p>② 満足度調査の結果を踏まえ、海外医療相談コーナーを新たに設置した。同コーナーにおいて、本部が行う海外巡回健康相談で得られた知見と海外勤務健康管理センターに蓄積する一時帰国者及び帰国者から収集した赴任地での医療情報、生活情報をセンター利用者に対して提供した。また、当該情報をホームページに掲載する等、他施設には出来ないサービスの強化を進め海外医療情報発信の基地としての役割を果たした。</p> <p>③ 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析」(平成16年～平成18年の3年計画の3年目)及び「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明」(平成16年～平成18年の3年計画の3年目)についての調査研究を実施し、併せて7題の研究成果の中間報告をホームページに掲載した。 また、鳥・新型インフルエンザ、狂犬病等の海外医療情報も迅速に提供した結果、55,275件のアクセス数を確保した。</p> <p>(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>① 医療面の不安の大きい地域で、在留邦人数が一定数以上の地域を対象として現地日本人会、在外公館の情報及び外務省等との検討結果に基づき巡回対象地域の選定を行い、前期(6月～7月)中期(10月～11月)後期(2月)にアジア、アフリカ、中南米、東欧、中近東の31カ国47都市に11チームを派遣し海外巡回健康相談を実施した。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>また、赴任地先の医療サービスの向上に向けた協力を図ること。</p>	<p>また、赴任地先の医療サービスの向上に資するための現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施するとともに、研修効果の評価を行い、結果を次回研修に反映する。</p>	<p>② 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談についての改善策の検討及び派遣対象地域の見直しを行う。</p> <p>③ 海外勤務者が赴任地先で必要とする医療サービスの向上のため、現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施する。また、研修生に対して研修効果の評価を行い、その結果に基づき次回研修の改善について検討する。</p>	<p>海外巡回健康相談時に日系企業の工場の巡視を可能な限り実施し現地の生活・労働環境を踏まえたきめの細かい健康相談を行った。</p> <p>また、薬剤師をベトナム・ホーチミン市に派遣し薬剤情報調査を実施した。これは、現地医薬品と日本の医薬品との成分・服用量等を比較し在留邦人が現地医薬品を適正に使用できることを目的としたものであり、調査後に海外勤務健康管理センター医師の協力を得て作成した「海外薬剤対比ハンドブック」を現地日本人会等に配布するとともにホームページでも情報提供を行った。</p> <p>② 満足度調査・ニーズ調査及び派遣対象地域の見直し</p> <p>ア 満足度調査の結果に基づく業務の改善 前期、中期、後期の海外巡回健康相談時に各都市の相談者203人に満足度調査を実施した。有効回答は202人（回答率99.5%）であり、97.0%の有用であった旨の評価を得た。 満足度調査の中で相談時のプライバシー配慮への希望が多かったことを受けて、受付時から相談終了時までの一貫したプライバシー確保に努めた海外巡回健康相談を実施した。 また婦人科等の専門的な相談には海外勤務健康管理センターとの連携を強化し、相談者に対してFAX、メール相談の活用をPRした。日本人会に実施したニーズ調査に基づき、現地在留邦人がより円滑に健康相談を受けることができるよう海外巡回健康相談の派遣時期、行程、内容等を検討し翌年度の海外巡回健康相談に反映させた。</p> <p>イ 派遣対象地域の見直し 満足度調査、海外各都市の日本人会に対して実施したニーズ調査及び相談者数等を踏まえ外務省関係者と検討会を重ねた結果、アジア、東欧地域について派遣地域、国・都市の組み合わせ及び日程の見直しを行い現地のニーズに見合った巡回時期、効率的な巡回日程および都市編成とした。</p> <p>ウ 海外勤務健康管理センターとの連携 巡回健康相談の実施に際し、海外勤務健康管理センターに蓄積されている海外の医療情報を巡回チームに提供するとともに、帰国後は海外巡回健康相談で得られた知見を海外勤務健康管理センターに提供する等の相互連携を強化し、現地のニーズに対応できるよう業務内容の向上を推進した。</p> <p>③ 現地医療関係者を対象とした研修及び交流</p> <p>ア 海外友好病院からの受け入れ ・ 5月にマレーシア、タイ、ケニアの海外友好病院から医師1名、薬剤師1名、看護師1名を招聘し「日本における医療制度、診療システム及び日本の文化について」の研修を実施した。研修内容の充実を図るため帰国後に研修報告書を提出させた。また、研修生が現地医療機関で研修成果を生かすことで、海外勤務者が現地の医療機関に安心して受診できる医療環境の体制整備が図られた。</p> <p>イ その他の受け入れ ・ 6月に中国の医療サービス企業から10名の研修生を受け入れ「日本の医療環境を理解する医療研修」を実施した。 ・ 9月にタイの医療機関から薬剤師を受け入れて、「日本</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
			<p>の医療制度、診療システムの研修」を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じく9月に平成18年度JICA集団研修コースの8カ国10名の研修生を受け入れ日本の医療制度の講義及び施設見学を実施した。 <p>上記を含め平成18年度は計7回の研修・交流を実施した。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>4 産業保健関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針として、産業保健関係者に対する支援を行うこと。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 中期目標期間中、産業医等の産業保健関係者に対し、延べ1万回以上(※1)の研修を実施するとともに、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。 また、産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上(※2)実施すること。 なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>(※参考1：平成14年度実績 1,916回×5年間の5%増)</p> <p>(※参考2：平成14年度実績 9,098件×5年間の5%増)</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行う。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 産業保健関係者に対し、次のような取組を行うことにより延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。また、利用者満足度調査を実施し、研修又は相談の利用者から産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、アスベスト問題への対応等、現下の産業保健情勢等を踏まえ、ニーズに応じた研修及び相談を実施する。 さらに、研修・相談等の実施が労働者の健康状況の改善に寄与した効果等について実態調査を行い、その結果を研修・相談等の業務運営に反映させる。</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行った。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>産業医、産業看護職等の産業保健関係者に対し、延べ3,058回の研修(受講者数85,949人)を実施するとともに、産業保健関係者から12,116件の相談に応じた。 研修及び相談の利用者満足度調査を実施したところ、研修については91.2%、相談については97.9%の利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を得た。</p> <p>i 産業医等に対する専門的研修 ・実施回数：3,058回 [年度計画の152.9%、16～18年度で中期目標(10,000回以上)の85.3%を達成] ・受講者数(産業医等)：85,949人 [17年度81,420人に対して5.6%の増] ・満足度(産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価)：91.2% [中期目標である80%以上を大幅に上回った]</p> <p>ii 産業医等に対する専門的相談 ・相談件数：12,116件 [16～18年度で中期目標(48,000件以上)の78.2%を達成] ・満足度(産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価)：97.9% [中期目標である80%以上を大幅に上回った]</p> <p>iii 能登半島地震被災者等への緊急対応 「産業保健推進センター緊急対応マニュアル」に基づいて、石川センターが能登半島地震の被災者・事業主等のPTSD・うつ病に関し相談体制を整備し、関係機関に周知した。</p> <p>iv 研修、相談等の事業効果把握のための実態調査の実施と結果の活用 「産業保健推進センター事業による効果把握のための実態調査」を実施し(調査票交付数5,110件、有効回収数1,717件)、センターが行う研修、相談、情報提供等の事業の効果を把握した。その結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業保健スタッフの能力が向上した第1次効果85.0% 事業場内の産業保健活動が活性化した第2次効果76.6% 労働者の健康状況が改善した第3次効果70.9%

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。</p> <p>また、利便性の向上の観点から、インターネット等多様な媒体を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。</p>	<p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の維持・向上を図るため、研修内容等の改善を図る仕組み（計画－実施－評価－改善を継続的に実施する仕組み）を継続的に運用する。</p> <p>また、実践的な研修の拡大を図るとともに、労働安全衛生法の改正を踏まえた過重労働・メンタルヘルス問題に対応した研修を行うとともに、産業医等産業保健関係者に対し働く女性の母性健康管理に関する研修を実施する。さらに、利便性の一層の向上を図るため、インターネット、情報誌を用いた研修案内を更新し、研修の申込受付を継続して実施する。</p>	<p>の効果が認められ結果を公表した。</p> <p>また、本調査では、産業保健推進センター事業に係るニーズも同時に把握したので、今後の事業に反映するとともに、定期的な実態調査を継続し、長期的に事業効果の把握・分析を行うこととする。</p> <p>① 研修内容の質の向上及び利便性の向上</p> <p>次のa～eに示す「計画－実施－評価－改善」のサイクルによる研修内容等の改善を図る仕組みを継続的に実施する等により以下のように研修内容の質の向上が図られた。</p> <p>a ニーズ調査、産業保健モニター制度等によるニーズの把握 b 運営協議会の意見を踏まえた事業計画の策定 c 事業計画に基づく事業の実施 d 評価担当産業保健相談員等による事業実績の評価 e 評価結果を踏まえた事業の改善</p> <p>ア 実習・実践的研修の実施割合の拡大 [1,070回実施(研修全体の35.0%)] 各センターにおいては、把握したニーズに基づき、グループ討議を取り入れた双方向研修、産業医職場巡視のための実地研修、産業医・主治医ペアの当該メンタルヘルス不調者の職場復帰システム研修等を実施し、実践的研修回数を拡大した。</p> <p>イ 時宜を得たテーマによる研修の実施 各センターはニーズに応じて、改正労働安全衛生法の施行を受けた産業医が行う長時間労働者に対する面接指導に関する研修を237回、メンタルヘルスに関する研修を631回、またアスベストに関する研修を166回実施する等時宜を得た研修を実施した。</p> <p>ウ 働く女性の母性健康管理研修を実施（新規） 少子化が一層進行する中で、産業保健分野において、働く女性の支援を推進するため、厚生労働省の企画競争形式の委託事業である同研修事業にセンターが行う事業として応募し、産業医等産業保健スタッフの母性健康管理に関する資質の向上を図り、企業における母性健康管理体制の整備を進めるための必要な知識を付与することを目的として、働く女性の母性健康管理に関する研修を全センターで(46回)開催した。</p> <p>エ 利便性の向上 利便性の向上を図るため、各産業保健推進センターのホームページを充実し、インターネット等による研修案内及び申し込み受付を18年度に全センターに拡大した。</p> <p>また、研修についても、受講者のニーズに応じて、センター所在地以外での開催、土・日、夜間(18:00以降)開催の実施回数を拡大した。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>② 産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家の確保、インターネット等多様な媒体での相談の受付等により、質及び利便性の向上を図る。</p>	<p>② 産業保健関係者からの相談の質を確保するため、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家を確保し、専門的見地から相談に対する回答を行う。</p> <p>さらに、労働安全衛生法の改正を踏まえ、過重労働による健康障害防止に的確に対応するため、脳・心臓疾患等に関する分野の専門家の一層の拡充を図る。</p> <p>また、利便性の向上を図るため、ホームページへ掲載する頻出の相談を充実するとともに、インターネット、FAXによる相談の受付を継続して実施する。</p>	<p>② 産業保健関係者からの相談の質及び利便性の向上</p> <p>ア 脳・心臓疾患分野の専門家等の充実 各産業保健推進センターにおいて、それぞれ、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令、カウンセリング、保健指導の全6分野の専門家1,243名を産業保健相談員として委嘱（脳・心臓疾患等に関する分野の専門家を充実（62人）し、産業保健推進センター業務の企画・運営に活用するとともに、産業保健関係者からの相談に対し、専門的見地から回答を行った（全センター）。</p> <p>イ アスベスト健康相談の継続実施 17年度から引き続きアスベストによる健康障害の問題に対応するため、各センターに健康相談窓口を開設し、産業保健関係者に加え、労働者、離職者、家族等に対し、健康等に関する相談に応じた（窓口相談件数：585件）。</p> <p>ウ 相談の利便性の向上 相談の利便性の向上を図るため、FAX・インターネットを通じた相談の受付（全センター）を実施するとともに、受け付けた相談については遅くとも1週間以内に回答した。</p> <p>さらに、頻出の相談については、労働者健康福祉機構ホームページ上の産業保健に関するQ&Aを充実し、326項目の質問及び回答を掲載した（アクセス件数15,046件）。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供するとともに、当該情報の質の向上、利便性の向上を図ること。</p> <p>また、地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行うこと。</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>① 産業保健関係者に対し、年4回発行する情報誌及びホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を112万件以上(※)得る。</p> <p>また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。</p> <p>(※参考：平成14年度実績 192,497件×5年間の15%増)</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図る。</p> <p>① 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図るため産業保健相談員会議において検討を行う。これらによりホームページのアクセス件数については40万件以上得る。</p> <p>また、ビデオ・図書リストの隣接センター間での共有化、ホームページ上での公開等、貸出サービスの向上により貸出件数の増加を図る。</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図った。</p> <p>i ホームページの充実によるアクセス件数の増大等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業保健推進センターホームページ アクセス件数：832,429件 [対前年度比で30.4%増、中期計画の112万件以上に対し、16～18年度の3年間で中期計画を大幅に上回る196万件(175.1%)を達成] ・ビデオ・図書 整備件数：82,687件 貸出件数：67,337件 ・「産業保健21」 発行回数：4回 発行部数：286,000部 配布先：産業保健推進センターで把握しているすべての産業医、産業看護職、衛生管理者等(いずれも企業経由) ・産業保健情報誌(地域版として各センター毎に作成) 発行回数：160回 発行部数：610,000部 配付先：地域の産業医、産業看護職、衛生管理者等(いずれも企業経由) <p>ii 石綿飛散現場でのマスクもれ率に関する調査の実施 岡山産業保健推進センターにおいて、石綿飛散が予想される家屋解体作業現場での労働者のマスクもれ率に関する調査を行った結果、一定以上のもれ率がある等重大な事実が判明した。このため、行政へ情報提供を行うとともに、報道発表を行った。(19年5月発表)</p> <p>なお、19年度はこの調査結果を基に、全国的に関係者に対し、防じんマスクの適正な管理と着用を中心とした実践的な教育・研修を実施する。</p> <p>① 産業保健関係者に対する情報提供の質の向上 産業保健関係者に対し、産業保健活動に資する情報を提供するため、機構本部及び各産業保健推進センターにおいては、ア、イ、ウに示す情報の質の向上を図る取組を行った結果、ホームページアクセス件数が832,429件と増大し、対前年度比30.4%の増、中期計画の112万件以上に対し、16～18年度の3年間で中期計画を大幅に上回る196万件(175.1%)を達成した。</p> <p>また、ビデオ・図書の貸出希望者が、当該センターのみならず、隣接センターの保有するビデオ・図書も容易に利用できるようホームページ等を改善したことにより、ビデオ、図書の貸出が67,000件を超えるなどの成果があった。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行うとともに、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上研修を実施する。また、事業主に対し、ホームページ等多様な媒体による広報及び啓発を行う。</p>	<p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。事業主に対しては、ホームページ、情報誌による広報を実施するとともに、事業主セミナーを開催し意識の啓発を行う。</p>	<p>ア 機構本部 産業医活動の成果や好事例、国における産業安全衛生の動きに加え、メンタルヘルス対策に関する記事、産業医による長時間労働者に対する面接指導を義務づけた改正労働安全衛生法に関する記事等時宜に適した記事を掲載した情報誌「産業保健21」を発行し、企業を経由して全国の産業医等に配付するとともに、産業保健情報を、普及・教育の観点から47都道府県の教育委員会、47都道府県の地域保健担当部局に配付した。 さらに、「産業保健推進センター事業による事業効果の把握のための実態調査」結果を「産業保健21」及びホームページに掲載し公表した。</p> <p>イ 各産業保健推進センター 産業構造等に応じた地域の情報、近隣県の情報（一部の記事を近隣のセンターと共同編集）を掲載するなど、内容の充実した産業保健情報誌（地域版）を発行し、企業を経由して地域の産業医等に配付するとともに、地域産業保健情報、研修の案内・受付、ビデオ・図書のリストの掲載、頻繁な更新（3,380回）など、各センターのホームページの内容を充実した。 また、利用者に対しメールマガジンを発行し、最新の産業保健情報等を提供した。（6センター）</p> <p>ウ 情報の質を高めるための検討委員会 「産業保健21」が提供する情報の質の向上を図るため、機構本部において、外部の有識者等からなる検討委員会を開催し審議を行うとともに（平成18年4月17日開催）、各産業保健推進センターにおいて、産業保健相談員会議を開催し審議を行った。（148回）</p> <p>エ ホームページのアクセス解析による多元的評価 東京センターのホームページを例としてアクセス解析を行い、その解析内容を分析・検討し、ホームページについて多元的な評価を行うとともに、ホームページの充実を図った。</p> <p>② 郡市区医師会に設置されている地域産業保健センター（全国347ヶ所）への支援及び事業主に対する啓発活動 各産業保健推進センターにおいて、次の取組を行った。</p> <p>ア 地域産業保健センターへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業保健センター運営協議会に出席、助言（429回） ・ 地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、コーディネーターとして必要な基本的知識を付与するための研修を実施（東京5月23日開催：26人参加、大阪5月24日開催：18人参加） ※研修受講者に対するアンケート調査では、97.1%の受講者から「十分理解」又は「かなり理解」した旨の評価を得た。（3段階評価、有効回答34人） ・ 地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修を開催。（86回） ・ 地域産業保健センター登録医研修の実施

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業保健に関する法令・制度等を分かりやすく解説したハンドブックを制作・配布した。 イ 事業主に対する啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ホームページ及び情報誌を用いて情報提供を行うとともに現下の産業保健問題等に関する事業主セミナーを開催（605回）し、併せて助成金事業について周知し、事業主の意識の啓発を図った。また、機構本部のホームページに産業保健に関するQ&Aを掲載した。（326項目）

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 業績評価を実施し、効果的・効率的な支給業務の実施を図ること。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携し、助成金の一層の周知を図ること。</p> <p>(3) 手続の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、45日以内(※1)、自発的健康診断受診支援助成金については、25日以内(※2)とすること。 (※参考1:平成14年度実績 61日) (※参考2:平成14年度実績 25日)</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 業績評価を実施するとともに、その評価を踏まえた業務の見直しを行い、より効果的・効率的な支給業務を行う。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページなど多様な媒体を用いた広報、労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携した周知活動を実施する。</p> <p>(3) 手続の迅速化 支給業務のマニュアル化等事務処理方法の見直しを図るとともに、助成金業務に関する会議を毎年開催し、その内容を徹底する。また、不正受給防止を図るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務 助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 助成金の効果的・効率的支給を行うために策定した支給業務に関する業績評価実施細則に基づき、業務についての業績評価を行い、その結果を業務運営に反映させるとともに、評価結果については、ホームページ等で公表する。 また、助成金については、助成の効果等についての定量的な測定やアンケート調査を実施し、その結果等の分析を行う。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページに助成金に関するQ&Aを引き続き掲載するとともに、産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載する。 また、労働衛生関係団体及び業界団体等に対し、ポスター、パンフレット等を配布して周知活動を行い、その機関誌等に助成金に関する記事の掲載を依頼するとともに、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行う。 さらに、労働基準監督署、地域産業保健センターに対して助成金の周知について協力の依頼を行うとともに、周知活動の効果を把握するため、ホームページのアクセス件数や情報誌の読者アンケートを実施する。</p> <p>(3) 手続の迅速化 事務処理用コンピュータ新システム及び支給業務マニュアルにより、申請書の受付締切日から支給日までの事務処理の短縮を図るとともに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の継続事業場(2年目・3年目)における事務処理等の負担軽減を図るため、支給申請様式のプレプリント化を実施する。 また、不正受給防止を図るため、会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務 助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 ①業績評価に基づき業務運営に反映させた事項 業績評価実施細則に基づき、業務についての業績評価を行い、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金申請書のプレプリント化の実施、支給業務日数の短縮を図った。 ②ホームページ等での公表 業績評価の結果については、ホームページ等で公表した。 ③アンケート調査の分析結果 ア 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金 助成金支給期間が終了した事業場に対してアンケートを行った結果、満足度は67.3%の高い評価を受け、「従業員の健康に対する意識が変わった」、「従業員の健康診断受診率が向上」など、具体的な効果が認められた。さらに事業が終了する事業場に対し、引き続き産業医等による産業保健活動を継続できるよう、地域センターと連携をとり、フォローアップをした結果、引き続き産業保健活動を継続する事業場の割合は75.1%であった。 イ 自発的健康診断受診支援助成金 この制度をまた利用したい深夜業従事者が91.3%と高い評価を受け、この制度を利用して「健康上の不安解消に役だった」が77.7%と具体的な効果が認められた。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ①日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会が行う研修(全国58カ所)時に両団体の本部を通じパンフレット等を配布するとともに、各産保センターが講師派遣を行った際に両団体の会員事業主に助成金制度の周知を行った。 ②公的機関と連携した結果、周知活動の効果を把握するための本部ホームページの助成金制度アクセス件数は23,065件と前年度を6,900件上回った。 ③関係団体の発行する機関誌等5誌(産業医学ジャーナル、働く人の安全と健康、季刊労働衛生管理、月刊ろうさい、労働安全衛生広報)に助成金に関する記事を掲載し、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行った。 ④情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載した。 ⑤情報誌の読者アンケートで7割以上の読者から、助成金の利用案内を理解するとともに助成金活用事例について参考になったとの回答を得た。</p> <p>(3) 手続の迅速化 ①小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の申請書の受付締切日から支給日までの事務処理の短縮を図り、前年度49日に対し47日と2日間短縮した。 ②小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給申請様式のプレプリント化を実施し、事務処理等の負担軽減を図った。</p> <p>(4) 不正受給の防止 ①不正受給防止を図るため、会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底を指示した。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
		<p>を指示するとともに、必要に応じて情報収集等のため、実態調査を実施する。 なお、不正受給が発生した場合は、速やかに公表する。</p>	<p>②情報収集等のため、実態調査を実施した。(17事業場の実態調査を行った結果、不正受給は無かった。)</p> <p>(5) 助成金事業の効果の把握</p> <p>① 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のアンケート結果</p> <p>ア 調査期間 平成19年3月</p> <p>イ 対象者 平成18年度助成金終了事業場(3カ年間) 614事業場</p> <p>ウ 回収率 75.1%</p> <p>エ 調査項目</p> <p> i 満足度 満足度 67.3% (大いに満足24.4%、満足42.9%)</p> <p> ii 本事業の具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ年の産業保健活動の効果に対する評価(複数回答) 従業員の健康に対する意識が変わった(52.3%) 従業員の健康診断受診率が向上(27.5%) 従業員への衛生・健康教育が充実した(34.1%) の評価があった。 ・産業保健活動の継続 事業終了後に産業保健活動を継続する事業場の割合は、75.1%であった。 ・本事業に対する意見・要望 助成期間の延長、助成金額の見直し、提出書類の簡素化等の意見・要望があった。 <p>オ 分析結果 利用事業場における労使の意識や健康診断受診率の向上が図られるなど、本助成金事業の効果が認められた。</p> <p>② 自発的健康診断受診支援助成金のアンケート結果</p> <p>ア 調査期間 平成18年4月～19年3月</p> <p>イ 対象者 深夜業従事者(2,385人)</p> <p>ウ 回収率 49.3%</p> <p>エ 調査項目</p> <p> i 満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この制度をまた利用したいと思う(91.3%) <p> ii 本事業の具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの健康確保または健康上の不安解消に役立った(77.7%) ・本事業に対する意見・要望 助成金額を増やしてほしい、健康診断項目を増やしてほしい等の意見・要望があった。 <p>オ 分析結果 健康確保または健康上の不安解消に役立っており、今後も利用したいと思う深夜業従事者が多く、高い評価を得た。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内(※)とすること。</p> <p>(※参考：平成14年度実績 43.7日)</p> <p>(2) 立替払金の求償 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 審査業務のマニュアル化の徹底等事務処理方法の見直し、支払回数拡大を行うとともに、立替払制度及びその請求手続に関して、Q&A方式により分かりやすく説明するなどホームページ等を活用した情報提供を充実する。</p> <p>(2) 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促等を適時適切に行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 平成17年度に引き続き、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を中期目標期間中に、平均で30日以内を堅持するため、次の措置を講ずる。</p> <p>① 審査マニュアル及び疑義事例集を作成し、新任職員研修に活用する。</p> <p>② 原則週1回の立替払いを継続する。</p> <p>③ 請求書の記載方法や立替払制度等を解説した破産管財人等向けのパンフレットの配付先をさらに増やすとともに、制度や手続を紹介するホームページの内容を更新し、情報提供の充実を図る。</p> <p>(2) 立替払金の求償 賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。</p> <p>① 事業主等への求償等周知 事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関するホームページ、パンフレット等により、さらなる周知徹底を図る。</p> <p>② 清算型における確実な債権保全 破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加及びインターネットによる清算・配当情報を収集する。</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 審査の適正化・効率化を進め、平成17年度に引き続き、不備事案を除いて、請求書の受付日から支払日までの期間「平均30日以内」を堅持するため、次の措置を講じた。</p> <p>これらの取組により、平成18年度の支払期間は、平成17年度より1.0日短縮されて28.6日となり、2年連続して中期目標で示された平均30日以内を達成した。</p> <p>① 審査マニュアル及び疑義事例集を作成し、新任職員研修及び疑義事案検討会(計6回開催)で活用した。</p> <p>② 原則週1回の立替払を堅持し、年間50回の支払を実施した。</p> <p>③ パンフレットについては、従前の配布先(各労働基監督署、各地方裁判所、日本弁護士会連合会)に加え、新たに全国社会保険労務士会連合会及び各都道府県社会保険労務士会に配布することとした。</p> <p>また、ホームページについては、立替払請求書のダウンロード機能の追加等4回の更新を行った。</p> <p>ホームページアクセス件数 平成18年度23,690件(対前年度比34.2%増) (平成17年度17,650件) (平成16年度12,604件)</p> <p>④ 大型倒産事案について、破産管財人等に対して、証明書等作成前の事前指導を実施した。</p> <p>(2) 立替払金の求償</p> <p>① 事業主等への求償等周知 事業主等に対し、立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使について、ホームページ、パンフレット等により一層の周知徹底を図った。 (パンフレットの配布先の増、ホームページの更新…(1)の③)</p> <p>② 清算型における確実な債権保全 破産事案では、管財人に対する賃金債権代位取得の事前通知を徹底し、債権届出を要する案件の全件(2,153件)について届出を行って、裁判手続に迅速に参加した。</p> <p>なお、平成18年度に配当のあった事業所数は1,051件であり、18年度末に破産手続参加中の事業所数は2,237件となっている。</p> <p>また、インターネットによる官報検索を行い、清算・配当情報を収集して、確実な債権管理を行った。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
		<p>③ 再建型における弁済の履行督促 再建型である民事再生事案等については、再生債務者等に対して債務承認書又は弁済計画書の提出督促及び弁済督促を行う。</p>	<p>③ 再建型における弁済の履行督促 再建型の事案で債務承認書又は弁済計画書が未提出となっている71事業所の全件について、計414回の提出督促を行った。その結果、56事業所から提出がなされた。 また、再建型の事案で弁済不履行となっている81事業所の全件について、計381回の弁済督促を行った。その結果、64事業所から弁済がなされた。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>7 リハビリテーション施設の運営業務 リハビリテーション施設については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中に、社会復帰率を25%以上（※）とすること。</p> <p>（※参考：平成10～14年度実績 21.0%）</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務 （1）各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。</p> <p>（2）国の都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務 （1）入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者毎の社会復帰プログラムに則り、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施するなどの支援を行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。</p> <p>（2）都道府県労働局や障害者職業センター等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援するとともに、社会福祉関係機関と連携し自宅等の社会復帰を支援する。</p> <p>（3）作業所の効率的活用の観点から早期の再編を目指し、必要な準備を進める。</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務 （1）入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者ごとに社会復帰プログラムを作成し、定期的（3箇月に1回）にカウンセリングを実施する等の支援を行い、社会復帰意欲を喚起した。その結果、社会復帰率は、平成17年度実績より2.3ポイント高い26.0%となった。</p> <p>（2）都道府県労働局（ハローワーク）と連携し、入所者に対する就職情報の提供（188件）、障害者合同就職面接会への参加奨励（7名参加）等を行ったほか、地域障害者職業センターから作業指導・助言を受ける（47件）等、早期就職への支援に努めた。また、社会福祉関係機関と連携し、自宅等への社会復帰を支援（16名）した。</p> <p>（3）平成18年6月に北海道、広島両作業所の平成19年度中の廃止を決定し、円滑な廃止に向けた取組を進めている。また、存続する作業所については、作業内容の見直し、社会復帰の促進等の運営改善を強力に進めている。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>8 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の開催時に満足度調査を実施し、その結果を業務内容の改善に反映する。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式当日の参列者のほか、日常時における参拝者に対する満足度調査について年間を通して実施し、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得るとともに、調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 (1) 平成18年10月17日に産業殉職者合祀慰霊式を開催した。また、納骨等に関する相談に応じるとともに、植栽等による環境美化に努めた。 (2) 産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して満足度調査を実施し、慰霊式の参列者の93.3%、日々の参拝者の91.4%、平均で92.9%の遺族等から、慰霊の場にふさわしいとの高い評価を得た。 (3) 平成16年度の満足度調査の結果に基づき平成17年度に改善を行った事項に関しては、開催時期については昨年を5.0ポイント上回る88.3%から、開催時間については昨年を6.4ポイント上回る86.6%の遺族から満足であるとの評価を得ており、引き続き満足度は大幅に向上している。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>(1) 独立行政法人移行後の労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、中期目標期間中において、計画的に経営改善を図り、経営基盤を確立し、収支相償（損益均衡）を目指すこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、中期目標期間中において、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効率的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善し、収支相償（損益均衡）を目指す。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者の確保、平均在院日数の短縮、新たな施設基準の取得等による収入の確保、診療報酬の動向等に対応した人件費の縮減、労災病院間の共同購入等による物品調達コストの縮減、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備すること等により損益を改善する。 なお、こうした経営改善の努力にもかかわらず、平成18年度に予定されている診療報酬改定を含む医療制度改革等の影響が相当程度残る場合であっても、近い将来、収支相償（損益均衡）が確実に展望できるような経営基盤を実現するよう、取組を計画的に推進する。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標で定めた一般管理費、事業費等の効率化目標及び労災病院においては、中期目標期間の最終年度において収支相償を達成するという目標を踏まえた年度計画を作成した。年度計画に基づく業務運営の結果は、平成18年度財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>(1) 平成20年度までに収支相償を目指すという中期目標・中期計画・年度計画を確実に達成するため、労災病院が取り組むべき事項、方向性を示した「平成18年度機構運営方針（労災病院編）」を策定・指示するとともに、それを踏まえて様々な取り組みを行った。 特に、平成18年4月に行われた△3.16%の診療報酬マイナス改定は過去最大の下げ幅であり、この影響は対前年度比の収入減として△78億円が見込まれた。このマイナス改定を最小限に止めるため、医療の質の向上及び効率化を目指して以下の取り組み等を行った結果、△32億円の収入減に下げ止めることができた。 一方、費用の面においては、給与費、材料費等の削減を中心に△63億円の削減を図ることができた。 この結果、平成18年度は当期損失を△42億円まで圧縮し、平成17年度の損失額△73億円から31億円の改善、平成15年度からは3年間で149億円と相当の改善を達成した。</p> <p>① 労災病院に対する経営指導・支援 ア 本部の「経営改善推進会議」において、昨年に引き続き労災病院の改善に向けて診療報酬マイナス改定への対応、新たな施設基準の取得、高点数の施設基準取得や経費縮減方策を検討し実施した。 イ 「本部・病院間協議（病院協議）」において決定した個々の病院の運営計画と上半期の結果を照らし合わせ、診療報酬改定の影響額、収支及び患者数等を分析し、それに基づき下半期の「経営目標見直し後計画」とその目標達成に向けた行動計画を策定させるとともに、逐次ヒアリングを実施しフォローアップに努めた。 ウ 平成18年度計画の達成が危惧される病院に対して、実地指導を行い、本部主導による「経営改善報告書」を提出させ協議を実施した。</p> <p>② 収入確保及び支出削減対策の具体的な取組 ア 診療収入の確保 医療の質の向上及び効率化を図りつつ、診療報酬マイナス改定の影響額を最小限に止めるため、全労災病院に対して収入確保対策の助言・指導を行い、新たな施設基準及び上位基準の早期取得、地域医療支援病院の取得、DPCの導入等を図り診療単価をアップさせ、診療収入の確保に努めた。 (ア) 医療の質の向上により収入増となった主な項目 a 医療連携強化・上位基準の取得等によるもの DPCの導入(+63億円)、7対1・10対1等入院基本料の取得(+18億円)、地域医療支援病院の取得(+1億円)、室料差額収入等の増(+19億円) b 高度・専門的な医療の推進によるもの</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>(2) 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、財政投融資への確実な償還に努めること。</p> <p>(</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への償還を確実に実行する。</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>4 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への年度別償還計画を確実に実行する。</p> <p>また、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額626百万円を回収する。</p> <p>2 予算 別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>4 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p>高度な手術の増加（+60億円）、外来化学療法等の増加（+28億円）</p> <p>(イ) 医療の効率化により収入減となった項目等 平均在院日数の短縮による入院患者数の減（△89億円）、病診連携の推進等による外来患者数の減（△54億円）、その他、診療報酬マイナス改定の影響として△78億円が加わる。</p> <p>イ 給与費の削減 事務職等の削減及び12月期賞与（期末手当）0.1月分カット・管理職加算割合2%カット（△17億円）を行ったが、医療の質や安全の確保に不可欠な医師・看護師の増を図るための人件費の増が避けられなかったため2億円減に止まった。</p> <p>ウ 材料費の削減 高度な手術及び外来化学療法等の増により材料費の増加が見込まれる中で、後発医薬品への移行による薬品費の減及び契約努力等による縮減。（△3.5億円） また、医療材料については新たに2病院がSPD一括供給方式を導入し、現在20病院で稼働。こうしたスケールメリットを活かして手術用縫合糸の共同購入の実施による縮減。（△2.9億円）</p> <p>エ 経費 ・医師、看護師の過重労働軽減を図るため、嘱託医師増による謝金の増、看護周辺業務の委託化による増が見込まれる中で、保守内容の見直し等による雑役務費等の減（△1.6億円）を図ることにより経費増加を抑えた。 以上の取組に加え、全般的な経費の見直しを行い、特に次の取組により経費の縮減を図った。 ・CT・MRI等の高度放射線医療機器については、本部主導による共同購入の実施による縮減（△5.6億円） ・設備管理業務の人員削減など業務内容見直しによる業務委託費の縮減（△1.1億円） ・井戸水浄化システム、節水バルブの設置等による光熱水費の縮減（△77百万円）</p> <p>オ 承継償却済資産の再償却期間満了に伴う減価償却費の減 独立行政法人移行時の経理処理として、耐用年数終了後の医療機器等については、16・17年度の2か年で再償却を実施したことにより一時的に減価償却費が増加したものの、再償却終了後の18年度は減価償却費が△57億円減額した。</p> <p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行い、財政投融資への償還を計画どおりに実行した。</p> <p>また、正常債権の回収金は、一部の債権について全額繰上償還等が発生したことにより、目標額を上回った。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,184百万円（運営費交付金年間支出の3/12月を計上）</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <hr/> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,025百万円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <hr/> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 短期借入金の実績なし。</p> <hr/> <p>第5 重要な財産の譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手労災病院については、平成19年2月27日に土地の無償譲渡契約及び土地建物の売買契約を平成19年3月22日に器具備品の売買契約をそれぞれ契約した。 ・ 西有田委託病棟については、平成19年3月28日に建物の売買契約を締結した。 ・ 東京都世田谷区南烏山地区所在財産については、平成19年3月20日に土地の売買契約を締結した。 <hr/> <p>第6 剰余金の使途 剰余金はなし。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 中期計画開始時の役職員の構成及び員数</p> <p>① 役員：理事長1人、理事4人、監事2人 (うち1人は非常勤)</p> <p>② 職員：運営費交付金職員800人、労災病院職員12,922人</p> <p>(2) 人員に係る計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数の抑制を図る。 (期首：800人 期末：720人)</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金(注1)により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>① 病院名 関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 予定額(注2) 総額 56,098百万円 (注1) 当該施設整備費補助金は、本中期目標期間中に限る措置として講じられたものである。 (注2) 「予定額」は、中期目標期間の施設建設費計画額である。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 環境の変化等に応じた弾力的な組織運営を進める観点から、労災病院を中心とした施設間の人事交流を推進するための制度を構築するとともに、当該制度の積極的活用と今後の定着化を図るため職員へのPRや動機付けに取り組む。</p> <p>② 優秀な人材を幅広く確保するための新たな取り組みとして、本部と施設の協同により地域毎に学校訪問や採用説明会等を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、「年度別削減計画」に基づき△6人を削減し、780人以内とする。</p> <p>2 施設・整備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>① 病院名 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 予定額 総額 11,288百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 人事に関する取り組み</p> <p>① 柔軟な人事交流を推進するため、労災病院間派遣交流制度及び転任推進制度を創設。制度導入初年度の適用者を選出し従前対象となっていなかった管理職以外の看護職や医療職を中心に人事異動を行った。</p> <p>(参考) 平成18年度適用者数 交流派遣制度適用者数 30人 転任推進制度適用者数 18人 また、両制度の更なる積極的な活用を促す文書を本部より各施設長あて発出するとともに、両制度の適用となった者の感想文、体験談を社内誌「ろうさいフォーラム」に掲載し、職員への啓発に努めた。</p> <p>② 社会的現象となった看護師不足への対応も含め優秀な人材を確保するため、看護系大学を訪問し募集活動を行うとともに、初の試みとして看護職採用説明会を開催。</p> <p>(参考) 平成18年度実績 訪問看護系大学数 30校 採用説明会の開催 8都市9会場</p> <p>(2) 人員について 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成18年度期首職員数(780人)の範囲内で配置した。</p> <p>(参考) 平成16年度期首 800人 平成17年度期首 786人 平成18年度期首 780人 平成19年度期首 745人</p> <p>2 施設・整備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行った。</p> <p>① 病院名 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 実績見込額 総額 11,284百万円</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。</p> <p>① 予定額(注3) 総額 2,467百万円 (注3) 「予定額」は、中期目標期間の施設整備の計画額である。</p>	<p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。 予定額 689百万円</p> <p>(3) 吹付けアスベスト等に係る対策 平成17年度に実施した施設における吹付けアスベスト状況調査の結果に基づき、引き続きアスベスト対策工事を実施する。</p> <p>(4) 建物の機能向上及び長寿命化に係る計画 「施設別保全台帳」を基に規模・用途に応じた標準ライフサイクルコストを設定し、各施設の改修投資の平準化を図る。</p>	<p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により労災看護専門学校教室及び学生寮等の補修工事、リハビリテーション作業所のトイレ改修工事等の施設整備を行った。 実績見込額 687百万円</p> <p>(3) 吹付けアスベスト等に係る対策 平成17年度に実施した施設における吹付けアスベスト状況調査の結果に基づき、アスベスト対策工事を実施した。</p> <p>(4) 各病院の光熱水費等の基礎データを入力した「施設別保全台帳」(CD-ROM版)を作成した。それを基に標準ライフサイクルコストを設定した。</p> <p>(5) 総合的な省エネルギー対策の推進 施設における光熱水費の削減を図るため、平成17年度旭労災病院にESCO事業を導入し、平成18年度は設備機器を更新するための改修工事を実施した。 また、「労災病院ESCO事業マニュアル」を作成し、全労災病院に配布した。</p>